

⇒ 論 説 ⇐

柳田国男の「経済史」研究

——『都市と農村』（1929年）の日本農民史分析——

藤 井 隆 至

§ 1 はじめに

改元まもない1927（昭和2）年に、柳田国男は東京市郊外の北多摩郡砧村〔現、世田谷区成城〕に土地をもとめ、居を移した。成城学園の分譲地を購入したもので、柳田はここに周知の洋館を建設し、自分と子息の為正、のちに人類学者として大成する岡正雄、家事担当の野沢虎雄の男ばかり4名で、研究中心の新生活をはじめた。数年後に岡や野沢らが各自の道をすすむようになるとともに、家族を市ヶ谷の旧居から呼びよせている⁽¹⁾。

彼の洋館は、ある意味では、第1次大戦後の日本経済の光の部分象徴するものがあつた。戦後の日本経済は重化学工業化が一段とすすみ、中産階級、知識階級とよばれるサラリーマン層の形成をみた。東京や大阪などの大都市では、都心部から郊外にむかって私鉄が敷設され、都市域が拡大した。新興のサラリーマンたちはその私鉄の沿線に住宅をもち、この私鉄を利用して都心の一流企業に通勤したのである。柳田はその典型例で、新宿と小田原をむすぶ小田急電鉄線が開通したのは1927年であつたが、知識階級の一員でありかつ西洋婦りの柳田は、集中暖房や水洗便所の施設をもつ西洋式の住宅を建設し、そこから東京数寄屋橋にある朝日新聞社に出勤した。都市化の進展は、さらにまた、大正デモクラシー期の自由な空気ともあいまって、映画や洋服に代表される民衆文化の花を開かせた。『朝日新聞』をはじめとする各種の新聞雑誌は発行部数をのぼし、成城学園のような新設の私立学校が新教育の運動を担っていく。勤労者の所得が向上して、市民生活の西洋化が顕著になっていった。

はなやかな雰囲気をもつ都市にたいして、農村では依然として重苦しい空気がたれこめていた。農家経済がひきつづき厳しい状況のもとにあつたからである。第1次大戦後の農家経済の動向を分析した伊藤正直も、農業所得額・農家所得額がともに1925年をピークにして減少に転じていること、農業所得率が低下し兼業所得率が上昇していること、農家余剰率も低くなっていることなどを挙げて、「自作、小作とも、20年代後半にはかなり急速に農業経営・農家経営の悪化が進行した」という説を再確認している⁽²⁾。むしろ農業経営は、自立から遠ざかる方向にむいていたのであつた。小作農はもとより、自作農の生活もひきつづき低位にあり、都市と農村のあいだでの所得格差・生活格差は一段と拡大した。石井寛治が「農村でも1918年頃から、西南日本の先進地帯を中心に小作争議が急増した。激しい工業化の動きが農村にも波及し、

離村・出稼による雇用機会の増加が小作農の『自家労賃』への評価を高め、高率小作料への批判意識を強めた」と記しているように⁽³⁾、高率物納小作料が小作農民の生活を押しさげる大きな要因となっていたから、農工間の所得格差を是正すべく、農村では小作争議が急速に増加した。第1次大戦後は、農村での階級対立が先鋭化した時期でもあったのである。

都市と農村のあいだに生じた地域間格差の拡大は、都市と市民による、農村と農民への地域差別、職業差別を大きくする要因としても作用した。渋谷定輔が詩集『野良に叫ぶ』を出版したのは1926(大正15)年であったが、小作農民の子である彼はそのなかに「沈黙の憤怒」という詩を収めている。野良での仕事をおえたあと、夜おそく東武線の駅まで肥料用の糞尿を買いに行ったとき、町場の若者に嘲笑された屈辱をよんだ詩である。

朝はまだ残月のあるうちから／晩は手もとの見えるまでは野良で／からだの骨々がへし折れそうに働いてきて／夜は2里ほどもある停車場へ糞尿ひきにくおれた／(その途中町を通る)／〔中略〕／バカなおれたち百姓に／安く仕入れた肥料やいろんな日用品を高く売ってだ／おれたちが作ったものは／こけまかせに安く買ってだ／もうけてもうけぬいてる町の人らは／それこそそのんきそうに若葉の下をブラついているのだ!／〔中略〕とほろ酔い気分の一群の男女か／〔中略〕——コケっぼな奴だねきみ 百姓なんて!／夜こんなにおそくなって糞尿なんかひきにくんだからよ／ねえおまえ——／——え ほんとですわ／よっぽどほかのことができないものでなくてはやれないね／あんなこと……〔中略〕／こんなかぎりない嘲笑と冷笑を浴びながら／内部にさか巻く熱い血汐と／魂の憤怒とをじっとこらえて／夜十時過ぎに停車場へ糞尿ひきにく／おれは純粹の土百姓小作人／青年牛方 渋谷定輔だ!⁽⁴⁾

都市住民による農民蔑視とそれにたいする農民の屈辱感、都市にたいする激しい反発を農民層に惹きおこし、農村の犠牲のうえに都市が繁栄しているという認識を農民層にいだかせることになった。渋谷が農民運動の活動の場とした「農民自治会」の「創立の趣意」には、「もともと、都会は、農村の上まえをはねて生きている。農民の汗と血の塊を横から奪って生きているのである。その都会と都会人とは日に日に栄え、日に日に贅沢になってゆくのに、それを養い生かしている方の農民が飢えて死のうとしてしている」という文章が記されている⁽⁵⁾。農民は都会から収奪されているという都会観は、「このように、馬鹿にされ、こきつかわれ、しぼりとられながら、我等農民はなおいつまでも黙っておらねばならぬだろうか。／〔中略〕我等農民も人間だ。生きねばならぬ。〔中略〕／諸君起とう、みんな手をたずさえて起とう」とあるように、小作運動のエネルギーとも化していった。地主と農民の対立は、都市と農村の対立と不可分の関係をもつことになっていた。

小作争議にたいする政府の対応は、地主小作関係の処理を第一義的な課題として、争議の調停や自作農の創設維持に重きをおいた農地政策をとることであった。1924(大正13)年の小作

調停法や1926（大正15）年の自作農創設維持補助規則がその具体例である。小作調停は、争議が生じたばあいには裁判所が調停をおこなうという制度で、裁判所は調停委員を選任して争議の調停にあたった。自作農創設維持政策は農民が農地を購入するにさいして、政府が低利資金を融資したり利子補助したりするという政策であったが、小作調停法にせよ自作農創設維持政策にせよ、争議を沈静化する効果はもったものの、農民組合の側は小作農の側に不利な制度であるとして、批判的な評価をくだしていた。調停委員には地域の有力者が選任される傾向にあったし、地価は下落傾向にあったので、土地の売買は販売者である地主側に有利に作用するからである。

§ 2 日本農民の経済生活史

こうした状況を眼前にして、柳田国男は、「早く問題にしなればならぬのは、〔町では〕いつの時代にも3割4割、ときとしては半分以上の田舎者をもって組織せられておりながら、何故に町は村を軽んじ、村を凌ぎもしくはこれを利用せんとする気風が横溢していたかということである」（⑩249）と述べ、市民による村民蔑視、村民による市民への反感、そうした村民と市民の反目にたいして、つよい危機意識をいだいていた。両者が反目するそもそもの原因は農民が貧しいことにあるのであるから、第1次大戦後の彼は、都市と農村の対立、地主と小作農民の対立、この2種の“階級”対立を目のまえに見すえつつ、農民が貧困であることの原因を探り、その克服策を模索していく。

「私は元来が農民史を専攻してみようと思って、学問をはじめた人間である」（⑩326）と『郷土生活の研究法』に記す柳田は、「都市に永く住みながら都市人にもなりきれず、村を少年の日のごとく愛慕しつつ、しかも現在の利害から立ち離れて、2者の葛藤を眺望する」（⑩240）立場から、1920年代後半には日本農民史にかんする研究をつぎつぎと発表していった。1925（大正14）年から早稲田大学で「農民史」の講義を2年ほど担当し⁽⁶⁾、1931（昭和6）年にはこのときの講義録を『日本農民史』と題して公刊している。そして日本農民史研究の成果をふまえ、1929（昭和4）年に『都市と農村』を出版した⁽⁷⁾。都市にくらべて農村が劣位にあるのはなぜか、農村にはなぜ地主小作関係が存在するのか、要するに農民が貧しいのはなぜなのか、どのような方策をとれば貧困を克服できるのかという問題を彼は同書で体系的に解きほぐしている。当時の歴史学界では日本農民史にたいする認知が十分でなく、東京帝国大学文学部国史学科で卒業論文の題目に「百姓の歴史」を希望した中村吉治が、ある助教授から「豚に歴史はありますか」と「軽蔑」された時代であった⁽⁸⁾。

『都市と農村』は、その前年の『青年と学問』で「学問のみが世を濟うを得べし」（⑩87）と提起したのを受け、「郷土研究」に「経世済民」を結合した構成をとっている⁽⁹⁾。「郷土研究」の部分には、講義録『日本農民史』はじめ、『野の言葉』と題する書物にまとめるつもりでいたという『農業経済研究』初出の一連の論文、具体的には「野の言葉」（1929年、のち「オヤと労働」と改題して『家閑談』に収録）、「農業と婦女児童」（1929年、のち「寡婦と農

業」と改題して『木綿以前の事』に収録)、「行商と農村——野の言葉」(1931年)などでの成果を盛りこんでいる。末尾に「予言よりも計画」と題する章をおく『都市と農村』は、農民の貧困という社会問題を打開するための解決策を提示することで“階級”対立を“調和”するという社会政策学上の著作となっている。

別稿で指摘したとおり、もともと彼は「郷土生活」を「経済生活」と「宗教生活」の2側面から歴史主義的に把握する構想をもっていた⁽¹⁰⁾。雑誌『郷土研究』じたいは宗教生活史の研究にやや傾斜した誌面になったけれども、しかし日本農民史を宗教生活史と経済生活史の2面から把握しようとする構想までを放棄したわけではなく、たとえば昭和初年に3回連載で発表した論文「農村家族制度と慣習」(1927-8年)では、経済生活史にあたる「家族制度と労働組織」と宗教生活史にあたる「家族制度と信仰」の2節で編成している。「国民総体の立場」(⑩253)から「全国家の幸福」(⑩254)を実現するべく、すなわち農民の貧しさを根本的に解決すべく、当時の柳田は、農民の経済生活史を究明する方向で研究を深めていった。農業経済研究会(農業経済学会の前身)の創立(1924年)に参加したほか、『農業経済研究』や『社会経済史学』などの学会誌に、彼のいう「経済史」(⑩234ほか多数)の論文を数多く発表するようになっている。

その「経済史」の部分を展開した著作である『都市と農村』は、「自序」に「都市対農村の問題には、2つ以上の解答があってはならぬ。それがただ1つに帰着してしまふまでは、たえず国民の判断は働かねばならぬのであるが、今まではとかくいずれかの1側面から、これを考察してみようとする人ばかり多かった」(⑩239)とあるように、「都市」と「農村」はいかなる関係をもつべきかという地域政策を主題としている。本稿では分析の部分、すなわち地域間格差が生じた原因を歴史主義の立場から考究した部分のみに考察をくわえ、政策案を提示した部分についての考察は他日を期することにする。

同書を柳田はつぎの目次で構成している。

自序

第1章 都市成長と農民

第2章 農村衰微の実相

第3章 文化の中央集権

第4章 町風、田舎風

第5章 農民離村の歴史

第6章 水呑百姓の増加

第7章 小作問題の前途

第8章 指導せられざる組合心

第9章 自治教育の欠陥とその補充

第10章 予言よりも計画

同書の構成をおおきく区分すると、第1章から第7章までが分析、第8章から第10章までが政策の部分となっている。分析の部分は、一極集中論、零細経営論、小作制度論に大別すると理解しやすい。

§ 3 分析(1)——一極集中の展開

彼によれば、日本の「都市」には2つの種類があるという。「1, 2近代の都市」「大都市」と、「小都市」である。「1, 2近代の都市」は具体的には東京や大阪を指し、「小都市」はそれ以外の地方都市を指す。両者は併行して発展したわけではなく、明治になって「1, 2近代の都市」は「成長」したけれども、「小都市」と「農村」とは「衰微」した。ここで彼の駆使する理論は、かつて『農業政策』（1910年）で展開した一極集中論である。価格政策を主題とする『農業政策』にあって、農産物価格をめぐる対立する「消費者階級」と「生産者階級」との調和を実現するために提起した理論である⁽¹⁴⁾。「消費者階級」と「生産者階級」とは「都市」と「農村」に近似的に置換できるから、その点で『都市と農村』は『農業政策』をふまえた著作となっている。

『都市と農村』もまた、『農業政策』とおなじく、「農村衰微」の原因を「都市」の「成長」にもとめる。明治時代以降は「農村」が「1, 2近代の都市」と接触するようになった結果、それまで自生的に発展してきた「農村」の経済が「1, 2近代の都市」によって発展をおしとどめられ、抑圧されるようになったと彼は考える。

大都市と接触したことで、農村と農業は大きな負の影響をこうむった。「都市の威力が村落を衰微せしめた事実がもしありとすれば、それは農業の一本調子を繁雑に導いたという点よりも、むしろこの自然に反した生産の単純化であったらうと思う」(16263)。「都市成長」の結果として「農村」では「不自然なる純農化」(同上)が生じ、さらに農業には「生産の単純化」がもたらされた。農村での産業は農業、それも稲作と養蚕に限定されていき、この過程に平行して、農村での商工業は弱体化もしくは消失し農業でも作目が激減して、「1, 2近代の都市」むけ以外の作目は消滅した。かつてのように近隣の消費者にむけての生産ではなく、遠隔にある東京、大阪といった大消費地向けの生産に特化したからである。

「農村」が農業に「純農化」するのは、彼にとっては、「不自然」なことであった。また農業も、その「生産」はけっして「単純」なものではなかった。近代以前にあって、稲作と養蚕に特化するまえの「農村」は、地域内での自給自足を指向するような産業構造をもっていた。農家は「1戸で15種20種の作物」を栽培するという複合経営をおこなっており、「生産としては複雑をきわめた」ものであった(16263)。さらに農産物に余剰が生まれると、それを加工したり交換したりすることで、「村におこなわれる非農業」(16262)である商工業が生まれてくる。「自給農民の手作りの日用品が、少しでも巧者になりかつ地の利を得ると、ただちに持ちだして交易の種に供すべく、なるべく多くの余剰を生産せんとしたことは、繭でも野菜類でも藁細工・竹細工でも変わりはない」(16263)。地域内には商工業も立地して、「村に親しい産業」

(同上)となっていた。しかもそれらは「成長せんとした生業」(⑩264)でもあった。地域内での生産と消費を指向する社会的分業が自然発生的に成長していたのである。

生産者と消費者をむすぶ商品交換の場はマチとよばれた。マチはももとは「区画」という意味で、村民の需要にこたえるべく、「農場の寂寞において、得んと欲してあたわざるものを求めしめた場所」(⑩388)であり、「村の市」(⑩246)が立つ場所であった。「[村の]一つの中心地に品のそろった大きな市がたって、それが付近を統一してしまい、算勘の明るい駆引きの巧者な者だけ、まずその地に移っていったのだから、結局は農村の生活を以前よりも、かえって簡易にする功があったわけである。それが領主の世話焼きのもとに、おいおいに月何度かの日切り市から日々市となり、末には常見世となって栄えたのも、いわば周囲の村の者の要求であった」(⑩247)。商圈が拡充するとともに、「村の市」は不定期市からはじまって定期市となり、やがて常設店舗を構えた町や「小都市」へと発展する。歴史的系譜からいえば「小都市」は「農村」から派生しており、「農村」と「小都市」は相補関係をもちながら、地域内での社会的分業を形づくっていた。『都市と農村』にいう「小都市」は『農業政策』にいう「小市場」と同一であり⁽¹¹⁾、『遠野物語』にいう「遠野」がその具体例である⁽¹²⁾。

しかし「農村」と「小都市」の展開は、近代に入って一変した。全国市場が形成され、「大都市」との経済関係が活発になるにつれて、「1, 2近代の都市」の「資本」が村にはいり、村人から「いろいろの添えかせぎ」を奪っていったからである。『都市と農村』では「1, 2近代の都市」のことを「中央市場」(⑩278)とも言い換えていて、『農業政策』での用語法を踏襲している。農村での工業は都市で生産される製品と競争しなければならず、競争力が弱ければ敗退した。農村での商業も、価格や品揃えなどの面で都市の支配下におかれていく。「農村」での商工業は、「都市の資本力」に圧倒されていったのである。彼のいう「外部資本の〔農村〕征服」(⑩246)であり、農業で「不自然なる純農化」が進行したのと表裏の関係をもつ。全国各地の「小都市」も「屈従模倣」させられ、「1, 2近代の都市」が生産した商品を販売するだけになっていった。かつて存在した地域内での社会的分業は崩壊し、「1, 2近代の都市」と「農村」、あるいは「1, 2近代の都市」と「小都市」というように、点と点をむすぶ遠隔地間の社会的分業へとあらたに再編成されたのである。「中央市場」が存在することの必要性は彼も認めるけれども、問題は、それが「不必要かつ過度なる中央市場の承認」(⑩278)をともなった点にあった。各地の「小都市」や「農村」を併呑する形で、「1, 2近代の都市」が全国市場を制覇したのである。彼のいう「経済上の中央集権」(⑩277)であり、今日にいう一極集中である。

一極集中が生じた原因は、彼によれば、鉄道網が一極集中的な構造をもって敷設された点にあった。鉄道の建設が問題なのではなく、鉄道網の作り方に根本原因が存していたのである。「鉄道網の驚くべき計画は、結局2, 3の中央市場にむかって、輻射線式にすすめられた」(⑩282)。その結果として、「大いなる地方関係の紛乱」が生じ、「従うて町村の盛衰をはげしくした」(同上)。一極集中的な路線網をもつ鉄道がもたらした帰結は、「1, 2近代の都市」

の「成長」であり、これとは対照的な「農村」の「衰微」と「小都市」の「屈従模倣」であった。「大都市」には商工業、「農村」には農業という産業配置である。日本経済が一極集中的な構造をもつようにつくりかえられたことで、地域経済は経済的な活力を喪失していく。

§ 4 分析(2)—— 零細経営の形成

地域経済の活力が減退したことは、地域内での労働市場の拡大が不十分になることを意味する。それぞれの地域での商工業の人口吸引力が以前よりも相対的に弱化したことで、農民は大きな生活不安をいただくことになった。「村の生活不安の新しい一つの原因としては、むしろこの都会の吸収力、すなわち剩ろうとする地方の勤労をいくらかでも誘致していた力が、その統御整理の不可能にもとづいて、つとに一旦の飽和点に達したということをも挙げてよい」(16318)。なぜか。「我々の農業の300年の変遷に、一番大きな交渉をもっていたものは、土地相続制度の実際の推移であった」(同上)というときの「土地相続制度の実際の推移」が攪乱されることになったからである。過剰人口が農村に滞留することになって、村民は人口圧力に苦しまなければならなくなった。具体的には、農家でありながら農業だけでは自立できない零細経営の農家が、日本の農家の過半を占めることになったのである。

すなわち、第一次大戦後に柳田が集中的に展開した「経済史」は、零細な経営規模しかもたず、そのために種々の兼業収入を不可欠とする「小農」が、小作農民となって日本全国で広汎に存在するのはなぜかを問う研究となっている。日本農民史への柳田の関心は古く、かつての講義録である『農政学』（1902年）に簡単な言及があるほか、その改訂版である『農業政策学』（1908年）でも手作地主の経営の仕方についてかなり詳細な記述をおこなっている。しかしそれを「小農」論として展開するようになったのは、小作争議の急増をみた第一次大戦後のことである。

「経済史」研究にさいして彼が目にしたのは、江戸時代であって、かつての「大農」が解体する過程で「小農」が発生したという歴史の変遷過程であった。このことはまた、「〔小作人は〕たんに通例の農民の貧乏し零落して、水しか呑めない境遇におちいったものぐらいに考えようとしている。はたしてそのような雑然たる原因をもってわずかに150年か200年の期間に、全国一様にこれだけ多くの小作人ができあがるものかどうか」(16323)とあるように、本百姓が窮乏化したことによって小作農に転落するという事例は決定的な要因ではないという見解ともなる。これにたいして柳田の説は、かつての「大農」が崩壊する過程で今日の「小農」が簇生したという点を要点とする。

「大農」のもとでの農業経営は、つぎのようなものであった。経営の任につくのは手作り地主で、彼は広大な面積の耕地を有していた。地主はその耕地を大勢の従属的な農民を指揮することで直営する。手作り地主は「親方」、従属農民は「子方」とよばれ、したがって親方子方は労働組織となっている。「親方」には家長とその後継者がつく。「子方」になる従属農民には、従属的な血縁をはじめ、年季奉公人や下人だけではなく、次三男をも含んでいた⁽¹³⁾。古島敏

雄によれば、これらを一括して子方とくくるところに柳田説の特徴があるという⁽¹⁴⁾。「大農」制のもとでの家族形態は「大家族」であるが、今日にいう複合家族がこれにあたる。「親方」といっても農民である点は「子方」とおなじで、経営上の指揮権はもつけれども、カマドを同じくするなど、「子方」と寝食をともにすることが多い。島根県の湖山長者の伝説にみられる大田植えは、「長者」の指揮のもとで「千町の田」を「何万の田人」が「一日」で田植えして(⑩329)、伝説ではあるが、「親方」が直営する「大農」経営の姿をよく伝えているという⁽¹⁵⁾。

やがてこうした「大農」経営は、しだいに崩壊の方向へと向かっていった。「大農」経営を維持するには大量の「子方」が必要になるが、しかし「親方」は諸種の理由で「子方」を必要な数だけそろえるのが困難になっていった。そのもっとも大きな理由となったのは、貨幣経済の発達である。「小市場」が各地で形成され、その規模が大きくなって町や都市にまで発達するようになるとともに、多くの雇用の場が作りだされていった。農外での雇用機会の増加は農業労働力を吸引し、その結果として、「子方」希望者の減少や労賃上昇がもたらされた。「親方」は「子方」の調達に困難になることで農作業に不都合が生じ、直営を断念して分家をたてるという方策を選択するようになる。「都市に工業がやや起こるにおよんで、外部の供給はことに頼みならず、大農はまず危険を感じて、土地利用の方法を改めんとした」(⑩329)。「親方」は土地の一部を「子方」である次三男や奉公人に分与して分家させ、彼らを独立させるといった方法である。それとともに「親方」の経営は規模が縮小していく。「〔親方は〕全然自作をやめぬまでも糯田とか瓜畠とかのわずかな自家用を限度とし、のちには飯料さえも小作人の作ったもので、間にあわせようとする農家ができあがる」(⑩331)。

しかしあらたに独立した分家の立場からすれば、分与された耕地の面積は十分でなく、分家はそれだけでは生計を維持することができない。「いかに水呑でも家の数が増せば、若干の作り高をあてがわねばならぬ。耕地総面積が以前のままであっては、収穫のたやすく増加すべき理由はなく、夫食の入用ばかり多くなる故に、自然に困窮の者を生ずることは見えきったことである」(⑩316)。そこで必要に応じて本家の耕地を小作することで不足分をおぎなうという方法をとる。本家の立場からすれば、直営地は縮小するけれども、「子方」の世話をするという負担からは解放されるし、必要があれば分家から労働力を調達することもできる。分家に小作させた土地があれば、そこから小作料を入手できるという利点もある。本家にとって、小作料収入が十分であれば、それに依存して寄生化することも不可能ではない。「親方制度の崩壊」(⑩331)に併行して、地主小作関係が形成される。

〔かつては子方である〕年季奉公人がだんだんに今の小作人に進化した経路には、地主手作の衰頹ということが、もっとも大なる交渉をもっている。最初下人の大部分がいわゆる譜代の者で、たとい便宜のうえから町屋の通い番頭のごとき別居をしていようとも、妻も子もともども御家の会計において、生活しかつ働いていたあいだは、村にある持地は全部

これを直営することも不可能ではなかった。〔しかし譜代下人に請負作させるばあいもあり〕労働者の家まわりの畠などは私作させたほかに、谷の入り、岡の蔭、川の向こうなどに僅かある田は、監督もむずかしいから一人に請け負わしめたという例は稀でなかったろう。今日でも作男のためにシンガイ田またはホリ田などと称して、励みに少しずつ小遣いとりの田を作らせる慣習は残っている。この場合にも地租諸掛かりはもちろん彼に負担させる。中にはそれを大積もりして、半分とか4割5分とかをまず取って、残りを当人の所得にする家もある。初期の請作もたいていはこのようなもので、もとよりこれによって請作人の生計を自立させる趣旨はなかったと思う。／それが奉公に年季をきって、あとは控え百姓の比較的自由的な暮らしをさせることになるとともにこの請負作の面積がやや多くなり、親方直営の区域を縮小する方向の、あらわれたことは事実である。〔親方は直営をやめて小農に請負作をさせ、小作料を收取する方向に向くようになって〕しだいに今日のごとき冷淡なる土地貸借関係にまで、進んでくる素地をつくったのではないかと思う。(16325-6)

「地主手作りの廃止は近代に入ってはじめて完結したが、その傾向は遠く江戸時代の中頃に萌し」（同上）とあり、「小農」が独立して手作地主が寄生地主に移行する時期は、「江戸時代の中頃」から進行したと彼は考えている。

§ 5 分析(3)——地租改正の帰結

江戸時代にあって、独立した「小農」たちは、分与された農地を自作するにせよ、本家の耕地を小作するにせよ、剰余はほぼすべて領主に上納していた。「〔小作地のばあい〕年貢を地親の手を通して〔領主に〕出すか、〔自作地のばあい〕直接〔領主のもとへ〕運びこむかの違いがあるだけで、後の残りのたりないことは御同様であり、〔中略〕ほとんど同一の境遇といわれても、怪しむ者はなかったくらいである」(16334)とあるように、年貢納入後は剰余が存しないという点では自作農にも小作農にも差異はなかったと柳田は考えている。「徳川時代の方針はとにかくに農地を財産にしない工夫をもって一貫していた。そうしてその手段としては、いたって手前勝手な、年貢を百姓飢餓点の一杯までとる方法を用いていた」(16340)。土地を所持しても農産物の剰余が所持者の手元に残らなければ、土地が財産化することはありえない。

しかし明治にはいって地租改正が実施されると、状況は一変した。農地所有が収益性をもつような経済環境が生まれ、収益性の追求を目的とする土地所有が登場するようになって、土地の財産化が発生したのである。耕地が収益性の対象となった原因は、地租が金納であるのにたいして小作料は物納のままにとどまったため、その後の米価の上昇(「明治5, 6年の石代は最高が6円前後、少し奥在所になると3円、4円というものも多かった。それが日を追うて中央市場の情勢に敏感になり、西南戦争後の紙幣増発時代にははや2倍に騰貴した。その後激変はあったものの、元に戻ったことは一度もなく、ついに今日のいわゆる生産費20何円の揚言を

聞くにいたったのである」(⑩340)が地租納入者に有利に作用することになった点にあった。「[米価上昇によって地租負担額との乖離が拡大したために]いわゆる年貢米[小作料のこと]は過半地主の所得に帰して、したごうて彼をもっとも大なる米主としたのであった。土地兼併ははじめて利益ある事業となり、田地投資者はしきりに米穀の市場を統御せんとする野望をいだきだした」(⑩335)。地主は質地関係を利用するなりして「土地兼併」をはかり、小作料の利回りに関心を収斂させていった。土地の財産化にともなって、「田地投資者」としての地主があらわれ、小作料收取のみを目的とする寄生地主が登場する。『米の百年』にみえる守田志郎のつぎの文章は、柳田の指摘についての平易な解説としても読むことができる。

「地租は旧年貢高を下まわらないようにするべしということによって新しい地租率が決定されたものであり、これによれば、地主はその小作料収入の中から旧来の年貢と同じ程度のものを地租として納入することを迫られたわけである。その限りでは、地主は地租改正によって新たな収入を保証されるはずはなかったのである。だが、明治5年頃からその激しさを増したインフレーションは、地租改正実施の後もその勢いはおとろえず、明治14年まではとどまることを知らなかった。明治5年には石あたり3円88銭であった米の値が14年には10円49銭と、3倍にも近いものになっている。[中略]米で納める小作料と金で納める固定地租の関係、これにはげしいインフレが一枚加わったとき、地主に与えられる利益はこの上なく大きいものとなっていった。[中略]このように、地主にとって著しく有利となった明治はじめの10数年間に、地主側はその地歩を築[いた]」⁽¹⁶⁾。

物納小作料と金納地租に大きな乖離が存在することは、一方で寄生地主を生むとともに、他方では寄生地主に対立する小作争議を発生させる経済的原因をもつくりだす。米価収入と租税負担との差額をだれにどれだけ帰属させるかの問題をめぐって、地主と小作農のあいだに大きな亀裂が生じたのである。「小作人は最近ようやくにしてこの事実に関心し、これを理由としてしきりにいわゆる年貢米の低下をはかろうとしている」(⑩335)とあるように、米価上昇の恩恵を地主のみが独占することに小作農は不満をもち、その結果として、小作料率をめぐってはげしい小作争議が生じた。農民組合側は、小作料率の低減を要求し、それが認められないと小作料の不納や土地返還などの手段に訴える。地主は土地への立ち入り禁止や小作地の引上げなどの手段で対抗するが、農民組合は耕作権をかかげるなどして、対立は一段と深まっていった。

§ 6 おわりに

しかし小作争議で農民組合側が勝利する可能性は小さいと柳田は考えている。なぜなら小作料率は需要と供給の関係で決定されているのであって、地主にしてみれば、「[高い小作料でも]借りようという者がある故にこれで貸しただけで、隠したのでも欺いたのでもない」(⑩340)からである。商工業での雇用機会がふえたとはいえ、依然として農地にたいする小作希望者は

多く、「土地にたいする飢渴」(⑩336)が競争を激しくして小作料を高率におしあげていた。土地返還という農民組合の闘争方針にしても、過剰人口の圧力が農村に存するかぎり、農民組合側の不利はまぬかれない。とはいうものの、柳田にとっては、高率物納の小作料では農民の「幸福」は望むべくもない。

小作争議にたいする政府の対応策は、前述の小作調停と自作農創設維持であった。しかし彼は、両者ともに決定的な解決策にはなりえないと彼は考えている。小作調停については、「個々の問題はかりにこの種の駆引きで解決しても、原因がなお存するかぎりは困難は程なく形をかえてあらわれるのみならず、姑息の手段はかえって必要な改革を遅延せしめる弊がある」(⑩337)として批判し、小作調停は「姑息の手段」で小作争議の「原因」を究明することにはむしろ目をおおう機能をはたす。

自作農化政策についても、彼の態度は冷やかであった。「35〔正しくは25〕箇年後に2割の面積まで、一方〔小作農〕を少なく他の一方〔自作農〕を多くすることを以て、〔農民を〕我慢せしめようとするのが最近のいわゆる自作農化案である」(⑩334)とあるように、それは農民を「我慢」させる政策にはかならなかつた。それどころか、この自作農化政策のうちに彼は寄生地主の利害を感じとり、「政府の自作農創定案にたいする農民組合の反対は理由がよく解っている」(⑩342)として、むしろ農民組合の主張の方に正当性があると評価する。なぜなら、農地の価格は低落傾向にあったから、自作農化は購買者である農民側に不利に、販売者である寄生地主側に有利に作用する。「小作地の売買相場は現在も少しずつ低くなろうとしている。将来はさらに著しく下落すべきことが予想せられ、又させなければならぬと主張している故に、論理上今土地を買い受けて、自作農となるのも結構というわけにはいかぬのである。いくら低利の金を借り、そのうえ3分の1の利子を手伝ってもらおうとも、元金の高いのはなおらない。現在1反400円の田が、やがて200円にも100円にも下がるものとすれば、急いで買おうとするのは明らかに不得策である」(⑩342-3)。

農民組合の勝利する可能性は小さく、政府の推進する自作農化策は小作農に不利とすれば、柳田はどのような代替案を提出して農民問題を解決しようとするのであろうか。彼の立場は「国民総体の立場」(⑩253)から「争闘を最終の調和に導かん」(⑩337)というもので、地主対小作農という階級間の対立を「調和」する政策を樹立することで、「全国家の幸福」(⑩254)を実現しようとしていた。都市と農村の対立、地主と小作農民との対立、これらすべての対立をうまく「調和」する政策とは何であろうか。この問題を考えるには、稿を代えなければならない。

(注)

- (1) 柳田為正「『喜談書屋』の思い出」, 伊那史学会『伊那』第711号, 1987年8月。
- (2) 伊藤正直「農家経済と農村財政金融問題」, 伊藤ほか『戦間期の日本農村』世界思想社, 1988年,

50頁。

- (3) 石井寛治『日本経済史』第2版, 東京大学出版会, 1991年, 292頁。
- (4) 渋谷定輔『野良に叫ぶ』勁草書房, 1977年, 86-90頁。
- (5) 渋谷『農民哀史』上巻186頁, 普及版1977年, 勁草書房。
- (6) このほか柳田は, 1932年から1935年まで東京帝国大学農学部で「農業史」の講義を担当している。『定本』『年譜』には農業史の時間に民俗学の講義をおこなったとあるが, 古島敏雄の『日本封建農業史』「序」には「農学部における農業史の御講義ならびに御著書によって深い御指導を賜った柳田先生・小野先生に心からなる感謝の意を表する次第である」との謝辞があるので(1941年、『著作集』第2巻, 25頁, 東京大学出版会, 1974年), 同書の内容から推して, 東大でも日本農民史の講義をおこなっていたことが考えられる。
- (7) 柳田の『都市と農村』は, 「朝日常識講座」の第6巻として刊行された。「朝日常識講座」は全10巻からなり, 1928(昭和3)年から刊行がはじまっている。著者と書名は下村宏『人口問題講座』, 米田実『世界の大勢』, 大西斉『支那の現状』, 緒方竹虎『議會の話』, 関口泰『労働問題講座』, 柳田『都市と農村』, 牧野輝智『物価の話』, 土岐善麿『文芸の話』, 鈴木文四郎『婦人問題の話』, 杉村広太郎(楚人冠)『新聞の話』となっていて, これからも知られるとおり, 執筆者は全員が朝日新聞社の幹部社員であり, 一般社会人を対象として, 社会問題の解説につとめた双書として発行された。『朝日新聞社史 大正・昭和編』325-6頁による。
- (8) 中村吉治『学界五十年』刀水書房, 1988年, 70頁。
- (9) 拙稿「民俗学の社会的意義—柳田国男の場合」『日本民俗学』第196号, 1993年11月, を参照されたい。
- (10) 拙稿「柳田国男の社会問題研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』第51集, 1993年11月。
- (11) 『農業政策』での「小市場」論については, 拙稿「柳田国男著『農業政策』の経済思想史的意義」『土地制度史学』第137号, 1992年10月, を参照されたい。
- (12) 「遠野」と「小市場」との関係については, 拙稿「地域主義の倫理的基礎—柳田国男著『遠野物語』の経済思想史的意義」(秋元英一・広田功・藤井隆至編『市場と地域』日本経済評論社, 1993年, 所収)を参照されたい。
- (13) 家長の次三男を従属農民として把えるのは柳田に独自の観点であった。古島敏雄は柳田国男の学説に関連して, 「わが国近世についても, 民俗学的研究の示すところは次三男の地位の奴僕的性格であり, それらを含んだ大家族制度の家父長対隷属者的関係である。血縁をもつ家族員たることは直系相続者と同一平面に立つ保護関係にあるのではなく, 公には結婚の自由をも与えられない地位にあることであったと考えられる。徳川時代の資料の示すところは, しかし一般にはかかる大家族はないようである。〔中略〕次三男といえども自らの生計をもち, 自らの経営をもっているのである」と批判をまじえた整理をおこなっている。古島『近世日本農業の構造』(1943年, 『著作集』第3巻, 東京大学出版会, 64頁)。
- (14) 古島敏雄は同上書のなかで, 「そこ〔柳田国男氏の見解〕において小前の者・小作人・家抱・抱

百姓・門屋・庭子・分附百姓等をすべて同一範疇のものとされて、それらの各々に特別の起源を求める個別化主義に対して、それらの共通の性格に従って全体的に取り上げておられることは注目すべき点である」と好意的に評価している。前掲『著作集』第3巻、6頁。

- (15) 『農業政策学』では「大農」経営をこう描いている。「土着者は一種特別の土地経営法により何時までもその身内の者を扶持することを得たり。その方法というは一方には彼らを自家の農場に雇い入れて報酬を与え、他の一方には所有地の一小部分を貸付して小作をなさしむることなり。〔中略〕かくのごとき関係における小作農はもとより単純なる土地賃貸借をもってこれを論ずべからず。いわば一種の共同経営にして保護者被保護者の間の情誼はすこぶる敦厚なるものあり。したがって小農の危険は存外に少なく、大小無数の凶歉のごときもこれがためにその惨害を免れきたりしなり」(20329)。ただし「大農」の崩壊による「小農」の独立という歴史理論には言及がなく、この論点は『日本農民史』や『都市と農村』のころのものとなっている。
- (16) 守田志郎『米の百年』御茶の水書房、1966年、13—5頁。

[付記：本稿は、新潟大学大学院現代社会文化研究科でのプロジェクト研究の成果の一部である]